

令和 7 年 12 月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和 7 年 12 月 2 日（金）午前 9 時 30 分～

開催場所 旧橋本市民会館 1 階 ギャラリー

出席委員
(農業委員)

1 番	石井 政英	○	2 番	田中 里美	○	3 番	平田 敬二	○
4 番	林 義文	○	5 番	米坂 佳久	○	6 番	大西 敏夫	×
7 番	窪田 裕	○	8 番	藤田 和久	○	9 番	織田 利治	◎
10 番	廣田 征男	◎	11 番	池田 泰子	○			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	×	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

- 議 案 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（5 件）
 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 （所有権移転）（2 件）
 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 （権利の設定）（2 件）
 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について （2 件）
 議案第 5 号 非農地証明願いについて（1 件）

傍聴人 なし

- (開会)
- 事務局 ただいまから令和 7 年 12 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
- 会長 －会長挨拶－
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 9 番 織田 利治 委員
議席番号 10 番 廣田 征男 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。
- (議案第 1 号 農用地利用集積促進計画 (案) の決定について)
- 議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 5 件です。
議案第 1 号「農用地利用集積促進計画 (案) の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。
- 事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明
議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。
- 委員 異議なし。
- (議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について：所有権移転)
- 事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
田中委員 ●提出番号 1 番
 ●提出番号 1 番
 農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は畑として利用する計画です。農地は両親が生前は耕作していました。その後は娘が適正に管理していました。特に問題はありません。
- 織田委員 ●提出番号 2 番
 ●提出番号 2 番
 農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は畑として利用します。また隣接する土地に家を建てられます。問題はありません。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 2 号の案件について、承認する

ことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について：権利の設定)

事務局 議案第 3 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 ●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

高齢で農地の管理に苦慮していた貸人から柑橘類を増やしたい借人と話がまとまり、使用賃借権の設定をします。設定期間は 20 年です。何も問題はありません。

窪田委員 ●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

当該案件は農地に地役権を設定します。借人は隣地に住宅を購入しましたが、貸人の農地の地下に排水管を埋設します。埋設後は耕作可能な状態に原状復旧する契約です。特に問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

廣田委員 1 番の案件について利用集積等促進計画と使用賃借 3 条の使用賃貸の違いについて教えて下さい。

事務局 利用集積等促進計画は橋本市長が賃借の計画案を作成し、農業委員会に諮問のうえ、農業公社を通して和歌山県知事の許可で賃借が成立する契約方法です。この方法は貸主と公社と借人の 3 者契約となるのが特徴です。終期が到来した時に農地は地主に必ず帰ります。

一方で、農地法第 3 条の許可申請は貸人と借人が相対する申請です。2 名で賃借行為を行います。賃貸借契約の場合は、更新拒絶の手続きをしないまま終期が到来した場合に自動で契約内容が更新されるのが特徴です。

廣田委員 1 番の案件は何故農地法第 3 条の許可申請になったのか教えて下さい。

事務局 農業委員会では農地の賃借を行う時には農地中間機構を通して貸付けを推奨しています。農業公社に当該案件について相談したところ、当該農地は筆界未定地で公社は農地を借受けることはできないとのことでした。筆界未定地とは国土調査に基づく地籍調査において隣接する土地所有者間で境界の確認ができなかつ

た土地です。今回の申請地は、筆界未定地に該当したので農業公社が借受けられず、農地法第3条の許可申請となりました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第3号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

（議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について）

事務局 議案第4号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員 ●提出番号1番

●提出番号1番

当該農地は松源の北側になります。該当農地の入口とその奥に住宅が建設してあり、そのおかげで該当農地への進入路が出来ました。何も問題はありません。

廣田委員 ●提出番号2番

古川推進委員

●提出番号2番

当該農地は野菜畑として熱心に耕作されています。しかし、農地周辺には学校や一戸建て住宅が立ち並んでいます。譲渡人は高齢で今後、野菜等を耕作するには周囲に気遣いが必要となり、やむなく手放すことになりました。また排水等に関しても何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

石井委員 1番の案件について、農地法の転用基準で第3種農地の判定には以下の2つの基準がありますが、今回はどちらで判断されたのでしょうか。

① 申請農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共・公益的施設が存在すること。

② 申請農地からおおむね300m以内に鉄道の駅、市役所、町村役場、バスターミナルなどの主要施設があること。

事務局 今回の案件は上下水道管が埋設されている土地に隣接する農地で500メートル以内に2つ以上の教育施設または医療機関がある農地に該当するため①で第3種農地の判定をしました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない

ようなのでお諮りします。議案第 4 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 5 号 非農地証明願いについて)

事務局 議案第 5 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員 当該農地は平成 8 年頃まで申出人の父親が耕作していましたが、高齢となり当該農地を知人に貸すと造成して資材置場にしました。その後、知人も亡くなり申出人が相続しましたが、処分しようとしたところ、登記地目が農地であることがわかり本申請に至りました。申請地は 20 年以上耕作されておらず、もはや農地の状態ではありません。申請人は高齢で農地に戻しても農業は無理とのこと。何も問題はないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等がございましたらよろしく願いいたします。

山本勝彦
推進委員 引の池土地改良区の受益者負担金の支払いについて確認したところ、該当農地は親から申請人に権利移転の手続きがされていませんでした。水利権は親についており申請人が水利費を払っています。引の池土地改良区からは名義変更して下さいとのことでした。

議長 引の池土地改良区の受益者負担金はこのままだと申請人の親に請求がいきますね。

廣田委員 農業委員会は当該地が、農地であるか非農地であるかを判断します。水利組合に対して意見する権限はありません。

議長 非農地を認める事事態に問題は生じないと理解していますが間違いないですか。名義変更をしない限り、水利権者に受益者負担金が請求されることはお伝えください。いずれにしても農業委員会が関知するところではないです。

事務局 今回、引の池土地改良区の受益者負担金を支払っているのが、実際の土地所有者ではないことがわかりました。非農地を認めた時に地目変更はできますが、水利権は切れないので申請者の父親に水利権の費用がかかり続けますね。

事務局から申請者に対して、このままだと父親に負担金が掛かり続けることと、決済金を払って適切に処理されるよう指導します。

廣田委員のご説明のとおり、農業委員会は当該農地が農地か非

農地かをご審議頂きたいと考えています。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
 ようなのでお諮りします。議案第4号の案件について、承認する
 ことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

閉会 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了
 しました。

 令和7年12月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
----------	--------	-------	---

	署名委員	窪田 裕	印
--	------	------	---

	署名委員	藤田 和久	印
--	------	-------	---